

平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

平成30年4月1日現在の国の新たな定義¹に基づく本市の待機児童数は83人、希望する保育所等の利用が保留となった児童数は470人となりました。

利用申込者数は12,893人(前年比491人増)、利用児童数は12,423人(前年比453人増)と、ともに過去最多となりました。

今後につきましても、保育需要の動向を見極めながら、認可保育所等の整備や認定保育室の認可化を進めるとともに、保育士等の確保や保育の質の向上を図ります。

¹ 厚生労働省が平成29年3月31日に定めた「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく集計方法

1 保留児童及び待機児童の状況

(単位：人)

	平成30年4月1日(X)	平成29年4月1日(Y)	(参考)増減 (X) - (Y)
就学前児童数	33,271	33,835	564
利用申込者数(A)	12,893	12,402	491
利用児童数(B)	12,423	11,970	453
保留児童数(C) = (A) - (B)	470	432	38
市の保育施策で対応している児童等(D)	98	114	16
相模原市認定保育室利用	54	95	41
一時保育利用	19	19	0
年度限定保育事業利用	7		
事業所内保育施設利用	3	0	3
幼稚園利用	15	0	15
企業主導型保育利用(E)	4	9	5
求職活動等(F) ²	112	115	3
育児休業関係(G) ³	12	26	14
特定の園を希望(H) ⁴	161	168	7
待機児童数(C) - (D) - (E) - (F) - (G) - (H)	83	0	83

2 主に自宅で求職活動を行っているなど、保育の必要性が認められない場合

3 育児休業中で、復職の意向がない場合

4 1園のみを希望又は他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している場合

注)平成29年4月1日現在の保留児童数及び待機児童数の数値は、平成29年3月31日以前の国の定義に基づく数値

注)新たな定義では、次の場合は、待機児童数に含めることとなっています。

- ・求職活動中であることが電話や書面等で確認することができる場合
- ・特定の保育所等を希望することについて、特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っていないなど、やむを得ない理由がある場合
- ・育児休業中の申込みで、保育所等に入所できたときに復職することを、電話や書面等で確認することができる場合

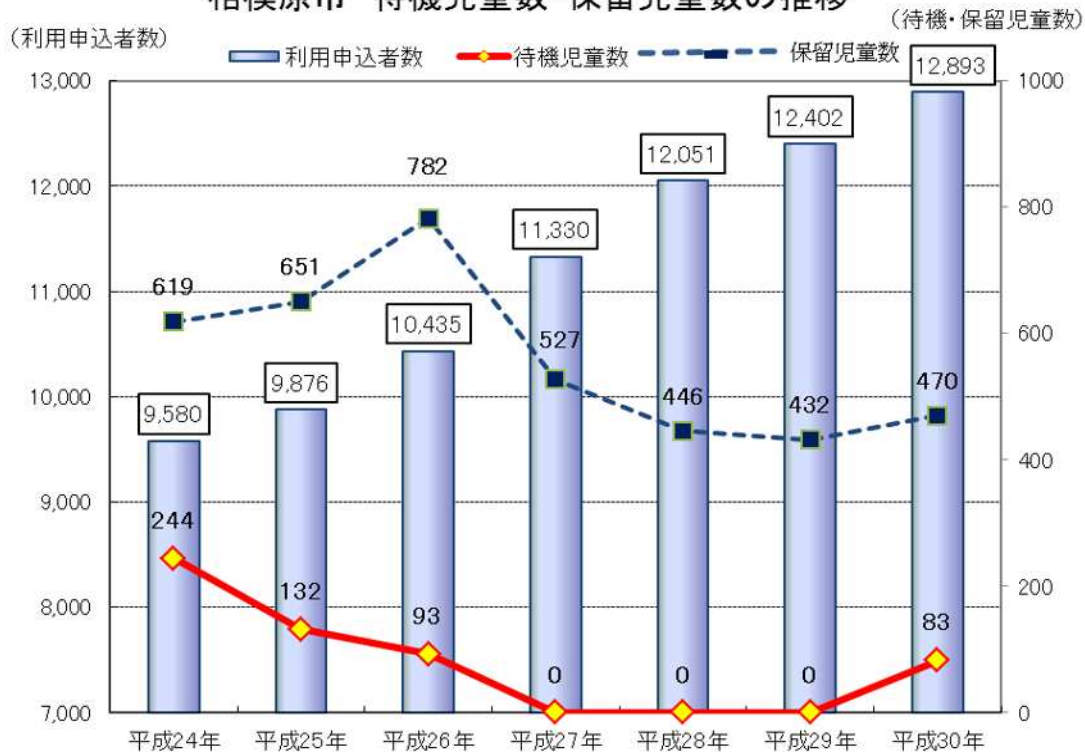
待機児童等の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就学前児童数	36,426	36,266	35,742	35,220	34,731	33,835	33,271
(a) (人)	(276)	(160)	(524)	(522)	(489)	(896)	(564)
利用申込者数	9,580	9,876	10,435	11,330	12,051	12,402	12,893
(b) (人)	(197)	(296)	(559)	(895)	(721)	(351)	(491)
利用申請率	26.30	27.23	29.20	32.17	34.70	36.65	38.75
(b/a) (%)	(0.73)	(0.93)	(1.97)	(2.97)	(2.53)	(1.95)	(2.1)
待機児童数	244	132	93	0	0	0	83
(人)	(216)	(112)	(39)	(93)	(0)	(0)	(83)

各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

平成27年以降の利用申込者数には、認定こども園の利用申込者を含む。

相模原市 待機児童数・保留児童数の推移



待機・保留児童の区別割合 (平成30年4月1日現在)

	人 数	内訳(割合)			
		緑 区	中央区	南 区	管 外
保留児童数	470 人	77 人 (16.4%)	145 人 (30.8%)	241 人 (51.3%)	7 人 (1.5%)
待機児童数	83 人	0 人 (0.0%)	23 人 (27.7%)	59 人 (71.1%)	1 人 (1.2%)

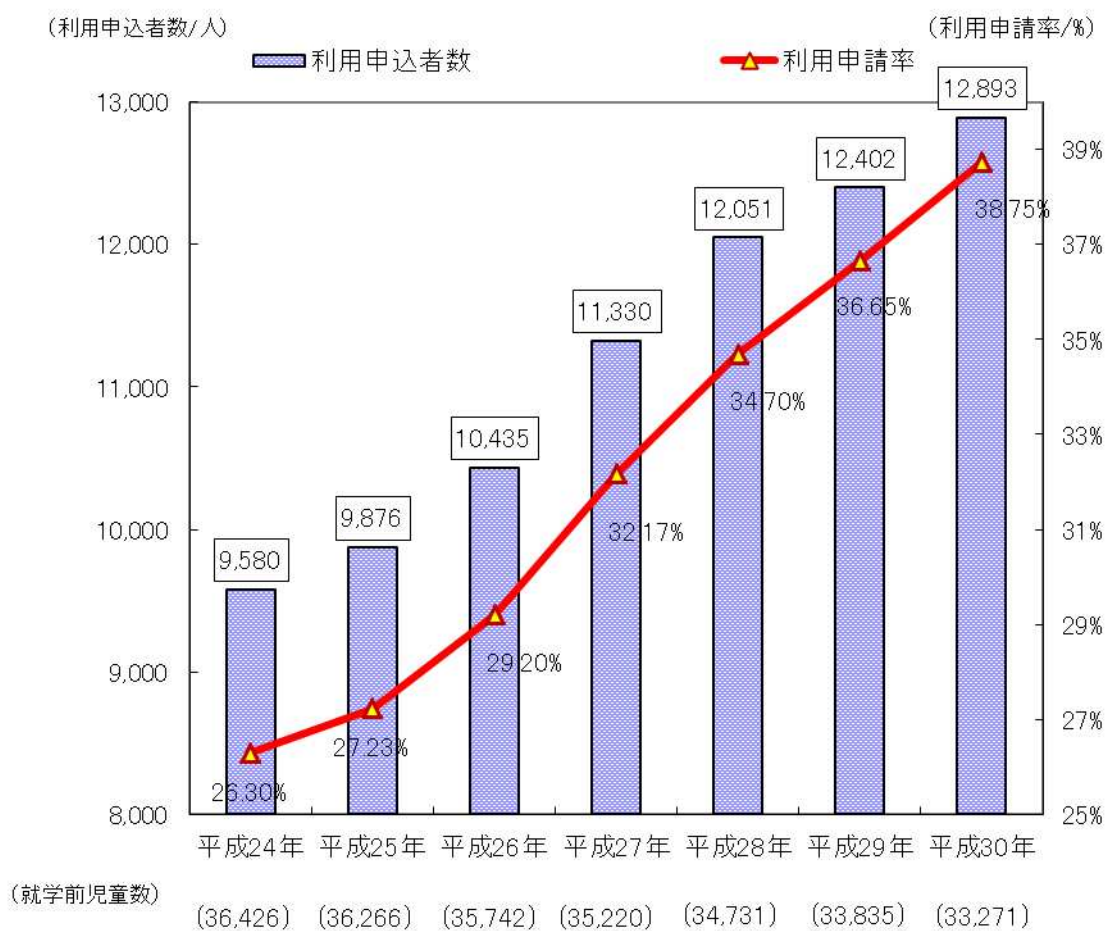
管外とは、相模原市に住民登録がある方が相模原市外の保育所等に利用申込みをし、保留又は待機となっている児童数

保育需要の動向

就学前児童数は前年に比べ減少したものの、女性の就労増加や保育所定員の増加による利用への期待感の高まりなどから、本市における保育所等利用申込者数は過去最多の12,893人(前年比491人増)となりました。

また、利用申請率についても、本年度は38.75%となり、本市の就学前児童の約4割が保育所等の利用を希望していることとなります。近年の社会経済情勢などを踏まえると、この保育需要の増加傾向は、当分の間、続くものと考えられます。

相模原市 利用申込者数、利用申請率の推移



2 平成29年度の取組

(1) 受入れ枠の確保

平成29年度は、利用申込みの多い地域での認可保育所の新設や相模原市認定保育室から認可保育所への移行促進などにより、609人の認可保育所等の定員増を図りました。

平成29年度施設整備等の内訳

項目	定員増	内容
認可保育所等の新設・増築	285人	新設4園、増築1園
認定保育室の認可化	185人	3施設の認可保育所への移行
認定こども園への移行	71人	3園
保育所等の定員改定	68人	
合計	609人	

区別内訳 緑区...150人、中央区...325人、南区...134人

認可保育所等の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
認可保育所等数	82 (7)	87 (5)	89 (2)	111 (22)	118 (7)	125 (7)	135 (10)
地域型 保育事業	- -	- -	- -	19 (19)	31 (12)	39 (8)	39 (0)
定員 (人)	8,773 (560)	9,263 (490)	9,588 (325)	10,921 (1,333)	11,981 (1,060)	12,641 (660)	13,250 (609)

- 1 各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減
- 2 平成27年以降の認可保育所等数には、認可保育所のほか、認定こども園を含む。
- 3 地域型保育事業 = 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)

認定保育室の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数	40 (3)	40 (0)	44 (4)	46 (2)	39 (7)	33 (6)	29 (4)
定員 (人)	1,467 (95)	1,484 (17)	1,573 (89)	1,501 (72)	1,284 (217)	1,151 (133)	956 (195)
利用児童数 (人)	1,169 (134)	1,197 (28)	1,326 (129)	1,093 (233)	907 (186)	789 (118)	632 (157)

各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

(2) すくすく保育アテンダントによる相談支援

すくすく保育アテンダントを各区に3名ずつ配置し、利用申請に関する説明に加え、保育サービスに対するきめ細かな相談対応を行うとともに、保育所等の利用が保留となっている児童の保護者の状況を伺いながら利用可能な保育所や認定保育室の案内を行うなど、できるだけ多くの方に保育サービスを利用いただけるよう、相談支援を実施しました。

(3) 保育士の確保

近年の保育需要の高まりを背景とした都市部での保育所の新設・増設により、保育士不足が深刻化しており、保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。本市では、私立保育園園長会等の関係機関と連携しながら、次の取組を実施しました。

ア 保育士の処遇向上

職員の処遇の向上を図るため、勤続年数などに応じた国の助成に加え、市単独の助成（月額21,000円）を実施しました。

イ かながわ保育士・保育所支援センター事業

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市と共同運営する同センターにおいて、保育士等の無料職業紹介及び潜在保育士に対する保育関係の情報提供をするとともに、就職支援セミナーや就職相談会の開催、出張相談などを実施しました。

ウ 保育士等就職支援コーディネーターの配置

市総合就職支援センター内に保育士等就職支援コーディネーターを配置し、窓口での就職相談や、就職支援セミナーの開催、合同就職説明会・面接会などを実施しました。

エ 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を実施しました。

オ 保育士修学資金貸付事業・潜在保育士再就職支援事業

保育士養成校在学学生を対象に修学資金貸付事業を実施するとともに、潜在保育士向けに就職準備金の貸付けを行うなど、新たな人材確保策を実施しました。

(4) 保育の質の確保

認定保育室から認可保育所へ移行した事業者や子ども・子育て支援新制度により新たに導入された小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業を本市で新たに行う事業者に対し、巡回支援により保育事業運営に対する相談、支援等を行うとともに、施設長研修等の充実を図りました。

3 平成30年度の取組

(1) 受入れ枠の確保

平成30年4月1日現在、認可保育所等の保留児童数は前年比38人増加し、470人の児童が保留となっていることから、待機児童数の多い中央区、南区において重点的に整備を進めます。

保育所の新設、認定保育室の認可化、小規模保育事業の整備等により定員拡大を図るとともに、幼稚園等における2歳児受入れのための施設改修に対する助成や、11時間以上開所の支援など、新たな取組により受入促進に努めてまいります。

平成30年度の主な整備予定等の内訳

項 目	定員増	内 訳		
		緑 区	中央区	南 区
保育所の新設	310人		130人(2園)	180人(3園)
認定保育室の認可化	200人	60人(1園)	90人(2園)	50人(1園)
地域型保育事業の新設	57人			57人(3園)
合 計	567人	60人(1園)	220人(4園)	287人(7園)

(2) 年度限定保育事業の実施

新設保育所等の空きスペースを活用し、認可保育所等の利用が不可となった1・2歳児を1年度間の期間限定で預かる年度限定保育事業を開始しました。(平成30年4月1日事業開始)

4月1日に利用を開始した児童 7名(緑区1名、南区6名)

(3) すくすく保育アテンダントによる相談支援

各区に配置する「すくすく保育アテンダント」による保育サービスに対するきめ細かい相談対応を行うとともに、利用可能な保育所や認定保育室を案内するなど、できるだけ多くの方に保育サービスを利用いただけるよう、引き続き、相談支援を実施します。

(4) 保育士の確保

引き続き、私立保育園園長会等の関係機関と連携しながら、次の取組を実施します。

- ア 保育士の処遇向上<継続>
- イ かながわ保育士・保育所支援センター事業<継続>
- ウ 保育士等就職支援コーディネーターの配置<継続>
- エ 保育士宿舍借り上げ支援事業<継続>
- オ 保育士修学資金貸付事業・潜在保育士再就職支援事業<継続>

(5) 保育の質の確保

保育の質を確保するため、必要に応じ運営指導を行うとともに、認定保育室から認可保育所へ移行した事業者や、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業を本市で新たに行う事業者に対し、巡回支援により保育事業運営に対する相談、支援等を行います。

また、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を図るため、「保育者ステップアップ研修」を実施します。

お問い合わせ先

こども・若者未来局

こども・若者政策課（数値公表に関すること）

電話 042-769-8316

保育課（保育事業に関すること）

電話 042-769-9812